

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	資料番号	17	担当課	水産課
			15-1	許認可等の内容	放流効果実証事業を実施できる者の指定	
沿岸漁場整備開発法 [昭和49年法律第49号 改正 昭和53年法律第87号 昭和58年法律第61号 昭和62年法律第87号]						
(指定)						
第十五条 都道府県知事は、第七条の二第三項の規定により基本計画において放流効果実証事業に関し同項に掲げる事項を定めたときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一を限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。						
一 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。						
二 申請者が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施することができることと認められる者であること。						
三 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。						
2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。						
3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。						
4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。						
沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律の施行について [58水振第2400号昭和58年9月30日農林水産事務次官依命通達]						
第3 放流効果実証事業制度の創設						
2 指定法人の指定						
放流効果実証事業は、民法第34条の規定により設立された法人で一定の要件を満たすものとして各都道府県に一を限り指定された法人(以下「指定法人」という。)が実施主体となることとしている(法第15条)。						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	資料番号	17	担当課	水産課
			15-1	許認可等の内容	放流効果実証事業を実施できる者の指定	
<p>これは、 放流効果実証事業が、都道府県が試験的な段階のものとして実施する放流等と漁業協同組合等が本格的な経済事業として実施する放流等との中間的形態のものとして位置付けられるものであること。 放流に係る経済効果を実証し、その成果を漁業協同組合等に対し普及する公的性格を有する事業であること。 放流に係る水産動物の採捕に係る情報の収集及び漁業協同組合等に対する経済効果の普及を効率的に行う必要があること。 等の理由によるものである。</p> <p>沿岸漁場整備開発法の運用について [58水振第2486号昭和58年9月30日 水産庁長官通達]</p> <p>第3 放流効果実証事業 1 指定法人 (1) 指定の申請 ア 指定法人の指定は、その申請をまっで行うことになるが、その申請に当たっては、定款又は寄附行為、登記簿本、指定の申請に関する意思の決定を証する書面、申請者が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であることを証する書類を提出する必要がある(沿岸漁場整備開発法施行規則(昭和49年農林省令第25号。以下「施行規則」という。)第4条第2項)。これは、放流効果実証事業は、漁業者による栽培漁業の定着に重要な役割を果たすものであるため、その事業遂行能力等の審査が重要であることによるものである。したがって、指定に当たっては、事業の適正かつ確実な実施が図られるよう慎重な審査を行うこととされたい。</p>						